

○長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年 3月29日

長崎県規則第22号

改正 平成26年11月 4日規則第41号

平成30年 3月30日規則第22号の 8

令和 3年 3月26日規則第36号の 2

注 令和 3年 3月から条文沿革を注記した。

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の基準)

**第 3 条** 条例第 4 条第 4 項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院であるものに限る。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法(昭和23年法律第205号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- (2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。)に置くべき看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
- (5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上(療養病床に係る病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))

における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 条例第4条第4項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(4) 介護支援専門員 1以上

3 条例第4条第4項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次に掲げる数

ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上

(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上

(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準じる者 1以上

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(7) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 5 第1項から第3項までの常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 9 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。
- 10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準じる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

（令3規則36の2・一部改正）

（構造設備）

**第4条** 条例第5条第2項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室の構造、設備等の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）療養病床に係る一の病室の病床数 4床以下とすること。
- （2）療養病床に係る病室の床面積 内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- （3）患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接するもの 内法による測定で、1.8メートル（両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル）以上の幅とすること。
- （4）機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具

を備えること。

- (5) 談話室 療養病床の入院患者相互又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (6) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (7) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

**第5条** 条例第6条第2項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室の設備等の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数 4床以下とすること。
- (2) 療養病床に係る病室の床面積 内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接するもの 内法による測定で、1.8メートル（両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル）以上の幅とすること。
- (4) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (5) 談話室 療養病床の入院患者相互又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (6) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (7) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

**第6条** 条例第7条第2項に規定する規則で定める指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数 4床以下とすること。
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積 内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積 入院患者1人につき18平方メートル以上とすること。

- (4) 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接するもの（内法による測定で、1.8メートル（両側に居室がある廊下の幅は2.7メートル（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル））以上の幅とすること。
- (5) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
- (6) デイルーム及び面会室 面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の面積を有すること。
- (7) 食堂 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。
- (8) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとする。

（電磁的方法）

**第7条** 指定介護療養型医療施設は、条例第8条第2項の規定により同条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に掲げる方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

2 条例第8条第2項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録し

たものを交付する方法

- 3 前2項に規定する方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(利用料等の受領)

**第8条** 条例第15条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）第12条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 基準省令第12条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第12条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
  - 3 条例第15条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。  
(身体的拘束等の適正化)

**第9条** 条例第17条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（令3規則36の2・一部改正）

（モニタリング等）

**第10条** 条例第18条第10項の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 定期的に入院患者に面接すること。
- (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第18条第11項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院患者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入院患者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合  
（診療の方針）

**第11条** 条例第19条に規定する規則で定める医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、基準省令第16条の厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第16条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。

(6) 基準省令第16条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(患者に関する市町村への通知)

**第12条** 条例第24条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。

(2) 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(計画担当介護支援専門員の業務)

**第13条** 条例第27条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(3) 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(4) 条例第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録すること。

(運営規程)

**第14条** 条例第28条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入院患者の定員

(4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額



- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(衛生管理等)

**第15条** 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第28条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(令3規則36の2・一部改正)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第16条** 条例第39条第1項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令3規則36の2・一部改正)

(虐待の防止)

**第16条の2** 条例第39条第2項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（令3規則36の2・追加）

（記録の整備）

**第17条** 条例第41条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

（構造設備）

**第18条** 条例第44条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。
  - ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。
    - (ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
    - (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
    - (ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書

の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

(3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第1項第2号に規定する食堂とみなす。

（令3規則36の2・一部改正）

**第19条** 条例第45条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービ

スの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。

(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4第1項に規定する食堂とみなす。

(令3規則36の2・一部改正)

**第20条** 条例第46条第2項に規定する規則で定めるユニット型指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。)のユニット、廊下、生活機

能回復訓練室及び浴室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとする。

2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用

に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(令3規則36の2・一部改正)

(利用料等の受領)

**第21条** 条例第47条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第42条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第42条第3項第4号厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第47条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。  
(身体的拘束等の適正化)

**第22条** 条例第48条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(令3規則36の2・一部改正)

(運営規程)

**第23条** 条例第52条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- (5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(勤務体制の確保等)

**第24条** 条例第53条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

**第25条** 第10条から第13条まで及び第15条から第17条までの規定は、ユニット型介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第8条第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第8条第2項の規定により条例第55条において準用する条例第8条第1項」と、同条第2項中「第8条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第8条第2項」と、第10条第1項中「第18条第10項」とあるのは「第55条において準用する条例第18条第10項」と、同条第2項中「第18条第11項」とあるのは「第55条において準用する条例第18条第11項」と、第11条中「第19条」とあるのは「第55条において準用する条例第19条」と、第13条中「第27条」とあるのは「第55条において準用する条例第27条」と、同条第3号及び

第17条第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第37条第2項」と、第13条第4号及び第17条第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する条例第39条第3項」と、第15条中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第32条第2項」と、第16条中「第39条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第39条第1項」と、第17条中「第41条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第41条第2項」と、同条第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第14条第2項」と、同条第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同条第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する条例第24条」と読み替えるものとする。

(委任)

**第26条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）の従業者の員数の基準は、当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。ただし、そのうちの1については看護職員とするものとする。

(3) 介護支援専門員 1以上

- 3 当分の間、第3条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。

- 4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第3条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第10項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。

- 5 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療



法施行規則等改正省令」という。) 附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第4条第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

6 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号)附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第5条第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

7 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟(以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。)に係る病室については、第6条第1号中「4床」とあるのは、「6床」とする。

8 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第6条第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル)」とあるのは「1.6メートル」とする。

9 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、令和6年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

(令3規則36の2・一部改正)

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、令和6年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養

病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上

(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上

(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準じる者 1以上

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(7) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

（令3規則36の2・一部改正）

11 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和6年3月31日までの間は、第4条第3号及び第17条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

（令3規則36の2・一部改正）

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和6年3月31日までの間は、第6条第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。

（令3規則36の2・一部改正）

13 当分の間、第3条第3項第2号イ中「1以上」とあるのは、「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

14 平成13年2月28日以前の日から引き続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第6条第2号中「内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。

- 15 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第54号）による改正前の基準省令附則第8条の規定の適用を受けていた病院内の病室に隣接する廊下（平成13年医療法施行規則等改正省令による改正後の基準省令附則第10条、第15条及び第17条の規定の適用を受けていた場合を除く。）の幅については、第4条第3号及び第5条第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とし、第6条第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 16 平成17年9月30日以前の日から引き続き法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設（同年10月2日以後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の基準省令（以下「平成17年基準」という。）第5章（平成17年基準第39条第2項第1号イ(3)及び同号ロ(2)、第40条第2項第1号イ(3)及び同号ロ(2)並びに第41条第2項第1号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、第18条第1項第1号ア(ウ)、第19条第1項第1号ア(ウ)又は第20条第1項第1号ア(ウ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは「10.65平方メートル以上を標準とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」とする。
- 17 平成17年9月30日以前の日から引き続き法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であつて、平成17年基準第5章に規定する基準を満たすものについて、第18条第1項第1号イ(イ)、第19条第1項第1号イ(イ)又は第20条第1項第1号イ(イ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 18 平成17年9月30日以前の日から引き続き法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設（同年10月1日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項において同じ。）は、指定介護療養型医療施設であつてユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。
- 19 平成17年9月30日以前の日から引き続き法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けてい

る介護療養型医療施設であって、平成17年基準第2章及び第5章に規定する基準を満たすものが、その旨を知事に申し出た場合には、前項の規定は、適用しない。

**附 則**（平成26年11月4日規則第41号）

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日規則第22号の8）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月26日規則第36号の2）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第9条（新居宅サービス等基準条例施行規則第10条の3及び第13条において準用する場合を含む。）、第17条（新居宅サービス等基準条例施行規則第21条において準用する場合を含む。）、第24条、第28条、第33条、第40条（新居宅サービス等基準条例施行規則第44条及び第52条において準用する場合を含む。）、第55条、第61条（新居宅サービス等基準条例施行規則第70条の3及び第73条において準用する場合を含む。）、第67条、第78条、第84条、第91条、第96条及び第103条（新居宅サービス等基準条例施行規則第107条及び第113条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「新介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第17条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、第24条、第28条、第33条、第49条、第58条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第72条において準用する場合を含む。）、第66条、第76条、第84条、第91条、第97条及び第103条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第108条及び第113条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第3条、第4条の規定による改正後の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。）第11条及び第18条、第5条の規定による改正後の長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護老人

保健施設基準条例施行規則」という。)第13条及び第20条、第6条の規定による改正後の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新介護療養型医療施設基準条例施行規則」という。)第14条及び第23条、第7条の規定による改正後の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。)第4条(新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第18条において準用する場合を含む。)及び第11条(新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新軽費老人ホーム基準条例施行規則」という。)第3条(新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。)第13条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

4 前項の規定は、新居宅サービス等基準条例施行規則第65条第3項第1号ア(イ)、新介護予防サービス等基準条例施行規則第64条第1号ア(イ)、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第18条第1項第1号ア(イ)、第19条第1項第1号ア(イ)及び第20条第1項第1号ア(イ)並びに新特別養護老人ホーム基準第条条例施行規則12条第3項第1号ア(イ)及び第19条第3項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等基準条例施行規則第65条第3項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	新居宅サービス等基準条例施行規則第58条第3号
	第19条	第68条
新介護予防サービス等基準条例施行規則第64条第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設	新介護予防サービス等基準条例施行規則

	基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	第54条第1項第3号
	第19条	第67条
新介護療養型医療施設基準条例施行規則第18条第1項第1号ア（イ）、第19条第1項第1号ア（イ）及び第20条第1項第1号ア（イ）	入所定員 新指定介護老人福祉施設 基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	入院患者の定員 新介護療養型医療施設基準条例施行規則第3条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条並びに附則第10条第2号及び第3号
	第19条	第24条
新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第12条第3項第1号ア（イ）及び第19条第3項第1号ア（イ）	入所定員 新指定介護老人福祉施設 基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	入居定員 新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第7条第1項第4号ア
	第19条	第14条（第20条において準用する場合を含む。）

5 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第65条第3項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第2条の規定による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第64条第1項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第4条の規定による改正前の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第15条第1項第1号ア（ウ）、第6条の規定による改正前の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第18条第1項第1号ア（ウ）、第19条第1項第1号ア（ウ）及び第20条第1項第1号ア（ウ）並びに第7条の規定による改正前の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第12条第3項第1号ア（エ）及び第19条第3項第1号ア（エ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 6 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準条例施行規則第10条、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第13条（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第15条（新介護老人保健施設基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第16条（新介護療養型医療施設基準条例施行規則第25条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第10条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第15条、第18条及び第20条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第13条並びに新介護医療院基準条例施行規則第15条（新介護医療院基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるものとする」とあるのは「次に掲げるものとし、次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じよう努めなければならない」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 7 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第3号、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第12条第1項第3号（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第14条第1項第3号（新介護老人保健施設基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第15条第1項第3号（新介護療養型医療施設基準条例施行規則第25条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第15条、第18条及び第20条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第12条第1項第3号（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例施行規則第14条第1項第3号（新介護医療院基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。